

国 都 計 第 2 0 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長
(公 印 省 略)

都市計画運用指針の改正について

今般、立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会のとりまとめ（令和 6 年 1 2 月 6 日）等を踏まえ、「都市計画運用指針（平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日付け建設省都計発第 9 2 号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針（別添様式含む）については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

記

- ・都市計画運用指針を別添のとおり改正する。

以上